

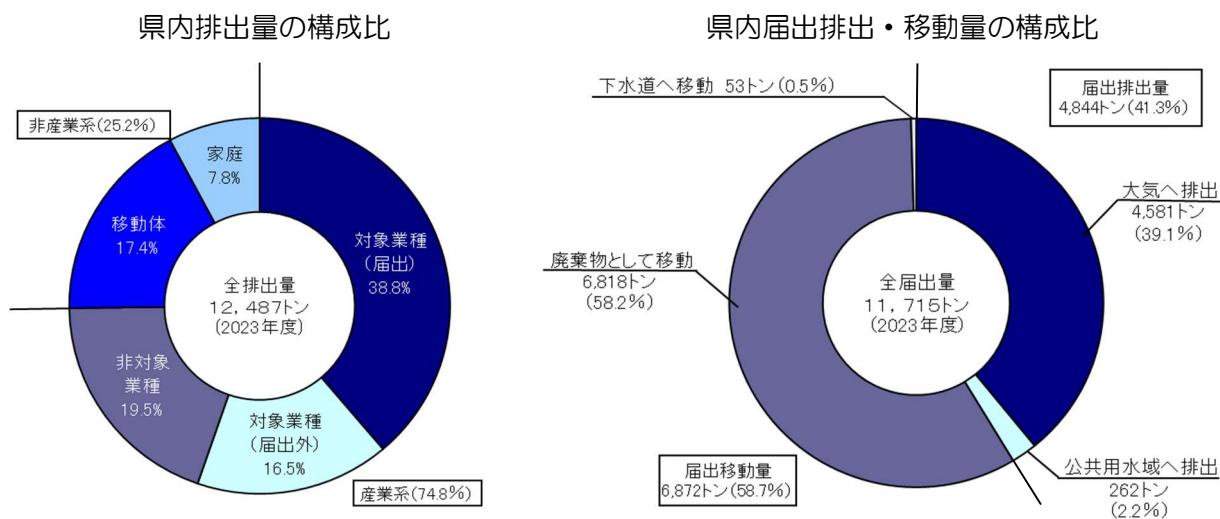
7 化学物質への対応

Ⅰ 現況



(1) 化学物質の環境への排出量

化学物質は便利な生活に欠かせない反面、環境中へ排出されると人や生態系にとって有害になるものもあります。「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)」では、515物質を対象に、その大気、水域等への排出量を、事業者自らが把握し、行政へ届け出ることを義務付けています。国が集計した2023年度の排出量(届出排出量及び届出外排出量の合計)は、神奈川全県で12,487トンとなり、全国の3.7%を占めました。そのうち、届出を行った事業所1,217件の届出排出量は4,844トン、届出移動量は6,872トンでした。物質別では、有機溶剤として使われるトルエンの排出量が最多でした。神奈川県の環境への化学物質排出量は、全都道府県中第11位でした。



* 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
また、図中の各排出量の合計と全排出量が異なる場合があります。

環境への排出が多かった物質(上位5物質)

順位	物質名	排出量(トン)
1	トルエン	2,725
2	キシレン	2,280
3	エチルベンゼン	1,381
4	ヘキサン	886
5	トリメチルベンゼン	775

(2) ダイオキシン類

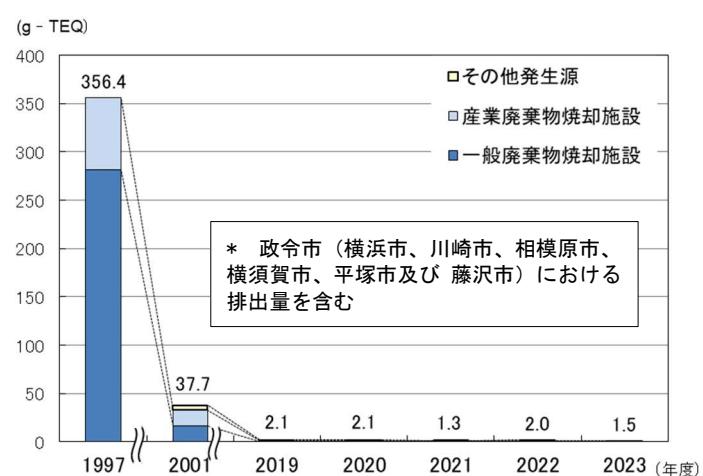
▶ 環境汚染の状況

ダイオキシン類*は、非常に有害な化学物質です。廃棄物の燃焼や塩素を使用する製造工程において、非意図的に生成されます。

県では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、調査地点を定めて大気や水質等の常時監視を行っています。2024年度の調査では、環境基準の評価対象となるすべての地点が環境基準を下回っていました。

* 単一の物質ではなく、様々な種類があるため「類」としています。毒性が最も強いとされる 2, 3, 7, 8-TCDD に換算して評価するため、単位には毒性等量 (TEQ) が用いられます。

県内のダイオキシン類推計排出量の推移



2024年度大気調査結果(年2回測定の平均値)*¹

(単位: pg-TEQ/m³)

	地点数	大気平均	最低～最高	環境基準超過数	備考
本県の常時監視	8	0.0076	0.0046～0.012	なし	
(参考) 全国の調査結果	511	0.013	0.0025～0.13	なし	2023年度(地点数は評価対象数)
本県の過去の 検出範囲* ²	0.0032～3.30				1989～2023年度

*1 環境基準: 年平均で 0.6pg-TEQ/m³以下であること。

*2 1999年度以前は Co-PCB を含みません。

2024年度水質調査結果*¹

(単位: pg-TEQ/L)

	地点数	水質平均	最低～最高	環境基準超過数	備考
河川	15	0.10	0.065～0.29	なし	2024年10月に採取
海域	2	0.093	0.065～0.12	なし	2024年7月及び10月に採取
地下水	6	0.062	0.062～0.063	なし	2024年11月に採取
(参考) 全国の調査結果	1,304	0.18	0.0081～2.9	25	2023年度
本県の過去の 検出範囲* ²	ND* ³ ～0.97				1989～2023年度

*1 環境基準: 年平均で 1pg-TEQ/L 以下

*2 1999年度以前は Co-PCB を含みません。

*3 ND は、検出限界以下であることを示します。

2024 年度底質調査結果¹

(単位: pg-TEQ/g)

	地点数	底質平均	最低～最高	環境基準超過数	備考
河川	5	1.5	0.31～5.9	なし	2024 年 10 月に採取
海域	2	7.0	0.99～13	なし	2024 年 7 月及び 10 月に採取
(参考) 全国の調査結果	1,078	5.6	0.0092～410	2	2023 年度

*1 環境基準: 年平均で 150pg-TEQ/g 以下

2024 年度土壤調査結果¹

(単位: pg-TEQ/g)

	地点数	土壤平均	最低～最高	環境基準超過数	備考
土壤	6	1.8	0.057～8.0	なし	2024 年 11 月に採取
(参考) 全国の調査結果	683	2.6	0～140	なし	2023 年度
本県の過去の 検出範囲 ²	0.0016～110			1998～2023 年度	

*1 環境基準: 1,000pg-TEQ/g 以下

*2 1999 年度以前は Co-PCB を含みません。

(3) 化学物質環境調査

化管法に基づき、排出量を把握している化学物質 462 種類の中で、県内において排出量が多い物質等を中心に、水域の実態調査を行っています。

2024 年度は、染料、界面活性剤のシクロヘキシルアミン、殺菌剤の有機スズ化合物、界面活性剤のポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル (C=12～15) など 8 物質を選定し、水質調査を 10 河川で、底質調査を 2 河川で行いました。その結果、評価基準値のある物質については、いずれも基準値を下回っていました。

(4) ゴルフ場の農薬

「神奈川県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」に基づき、ゴルフ場で農薬を使用する事業者に対し、環境調査の実施を指導しています。2024 年のゴルフ場による水質自主調査では、国の「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」で定められた指針値のうち、クロチアニジン(殺虫剤)が 1 地点において水産指針値を超過しました。

2 県の取組

(1) 事業者の自主的取組の促進

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、条例で定める指定事業所の設置者に対しては、一定期間ごとに特定有害物質等の種類や使用期間、環境に係る組織体制について報告するよう求めています。

また、化管法の届出事業者に対しては、これまでの第一種指定化学物質の取扱量等の報告に加えて、近年、頻発化、激甚化する大型台風や集中豪雨、今後比較的発生確率が高いと言われている南海トラフ巨大地震等の自然災害に備え、化学物質の環境中への漏えい防止対策を含めた化学物質管理計画書の提出を求めています。

県では、条例に基づく事業者の取組を支援するとともに、報告された化学物質取扱量等を取りまとめて公表するなど、事業者や県民の化学物質対策への理解を深めるための取組を推進しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/tyousei/kagaku/jyourei.html>



(2) ダイオキシン類対策

「ダイオキシン類対策特別措置法」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、対策を推進しています。大気や水域、土壤等の汚染実態把握のため、常時監視等の環境調査を実施し、環境基準を超える地点等では、原因究明等を進めます。

また、廃棄物処理施設等における排出ガスや排出水について、排出基準等の遵守、施設の維持管理の改善指導を行っています。日常生活や事業活動における廃棄物の排出抑制や、リサイクル推進のための諸対策にも取り組んでいます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/dioxine1.html>

